

令和5年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月7日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第7号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第8号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第48号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 6	議案第49号	令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第50号	令和5年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第51号	令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第52号	令和5年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第53号	令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第54号	豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
日程第12	議案第60号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第13	議案第55号	豊頃町有牧野管理条例の一部改正
日程第14	議案第56号	豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定
日程第15	議案第57号	豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定
日程第16	議案第58号	豊頃町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
日程第17	議案第59号	公の施設に係る指定管理者の指定
日程第18	議案第61号	物品の取得
日程第19	議案第62号	物品の取得
日程第20		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番	小笠原	玄記	君	2番	後藤	孝夫	君
3番	岩井	明	君	4番	杉野	好行	君
5番	藤田	博規	君	6番	大崎	英樹	君
7番	大谷	友則	君	8番	坂口	尚示	君
9番	中村	純也	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武	君
副町	長	菅原	裕一	君
教育	長	中川	直幸	君
農業委員会	長	井下	睦男	君
代表監査委員		山口	浩司	君
総務課	長	熊谷	雅美	君
企画課	長	小野	直人	君
住民課	長	加藤	さおり	君
会計管理者				
福祉課	長	鎗木	政洋	君
産業課	長	齋藤	学	君
施設課	長	越谷	光裕	君
農業委員会事務局	長	林谷	一徳	君
教育委員会教育課	長	森	直史	君
消防署	長	江口	孝	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山田	良則	君
庶務係	主査	手塚	健人	君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和5年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和5年10月13日から同年11月15日まで実施されました、令和5年度定期監査結果報告書及び令和5年8月から令和5年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は配付のとおりでございますので、御覧いただきたいと思えます。
以上です。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和5年第4回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
最初に、物価高騰による生活支援対策等についてであります。
政府は、11月2日の臨時閣議において、賃金上昇が物価高に追いついていない状況から、国民の経済的負担の緩和やデフレ脱却のための一時的な措置として、所得税及び住民税の定額減税を実施するとともに、非課税世帯は減税による還元が受けられないことから、1世帯あたり7万円の給付を行うことを決定し、11月29日には、臨時国会で補正予算が成立したところであります。

国からは、高止まりが続いている生活用品や食品、燃油そしてエネルギー価格により多くの町民の生活が圧迫されるなか、国の支援対策である非課税世帯への給付や定額減税などが示されましたが、本町といたしましては、早期に町民の経済的負担を緩和し、年末年始に向けた生活の安定と消費の下支えを促進するため、11月臨時会において予算の議決をいただき、12月発行のプレミアム付特別商品券のプレミアム率を30%に引き上げ、商工会において購入予約の受付を実施しております。

現在、上限6,500セットを発行し、希望する皆様に商品券が行き届くよう事業が執行されているところであり、町民の皆様が安心して年末年始を迎えられることを願っております。

経済の先行きは緩やかな回復に向かうと言われていますが、消費者物価の見通しは政府の経済対策に依存する部分も見受けられ、本町としましても、今後の経済動向や生活に直結する物価推移などに注視しながら、必要に応じて生活支援等を検討してまいります。

次に、マイナンバーカードを利用した住民票等コンビニ交付サービスについてであります。

本年6月から準備を進めてまいりましたマイナンバーカードを利用した住民票等コンビニ交付サービスが、来年1月10日から稼働できる見通しとなりました。

本サービスの導入により、マイナンバーカードを所有している町民の方が、役場や大津支所に来庁することなく、全国どこのコンビニエンスストアでも住民票の写し及び印鑑証明書が取得可能となり、特に町外通勤者など平日の開庁時間内に来庁することが困難な方の利便性が向上し、本町の行政サービスの課題解決が図られるものです。

町民の皆様への周知として、広報とよころ1月号及び町ホームページでサービスの詳細をご案内し、本事業の利便性を実感していただけるよう取り組んでまいります。

なお、本町における11月30日現在のマイナンバーカードの交付率は81.5%で、全国の交付率77.4%及び十勝管内の交付率74.6%をいずれも上回っております。今後においても、マイナンバーカード及びマイナンバー制度における行政サービスの信頼性向上に取り組むとともに、本町の地域特性を活かした利便性の高いマイナンバーカードの利活用について、さらに検討を進めてまいります。

最後に、農林水産業の概況についてであります。

9月の第3回議会定例会行政報告以後の状況について、はじめに、農作物の状況を報告いたします。

小麦については、生育期間、収穫時期に天候に恵まれ、収量は製品反収で10.97俵となりました。歩留まりもよく、品質も全量1等Aランクであるなど、質、量と

もに平年を上回るものとなりました。

また、馬鈴薯も、澱原、加工、種子、食用の全てにおいて、平年を上回る収量となっております。

しかし、甜菜は、収量及び糖度について高温多雨及び褐斑病の影響により平年を下回る見込みです。

豆類では、大豆は平年よりも収穫は遅くなりましたが、収量は平年並みとなっております。小豆、金時、手亡は夏場の高温及び収穫期に雨が続いた影響により収量、品質共に平年を下回っている状況です。

次に酪農、畜産業の状況です。

生乳生産は、消費低迷による生産抑制及び夏場の猛暑の影響により、出荷乳量は前年度比94.6%となっております。

また、猛暑は繁殖にも影響し、7月から9月までの受胎率の低下が著しかったことから、来年度以降の出荷乳量への影響が懸念されます。

粗飼料については、デントコーンは平年より生育が早かったことから、適期の収穫とならず質の低下がみられます。また、牧草については、一番草の収穫が早かったことから、二番草の生育期間が長くなり、一部質の低下がありますが、収量は例年並みとなっております。

肉用牛の黒毛和牛販売においては、需要の低迷や酪農家の受精卵移植による供給量の増加等を要因とした価格の下落により、販売額は前年度比95.9%となっております。

畜産業においては、円安等の余波から飼料の高騰が続いていることに加え、個体価格の低迷など非常に厳しい状況が続いています。

次に、水産業の概況です。

本年漁期前の秋サケ来遊は、本町沿岸を含むえりも以東西部海域において、昨年実績を約13%上回る123万8千尾との来遊予測が公表されるなか水揚げが開始されました。

結果として、大津漁港での秋サケの水揚げは、数量では昨年比78%、金額においては60%と昨年度を下回る漁獲となり、11月5日に終漁しております。また、直近10年平均と比較しましても数量で43%、金額では50%と依然として厳しい状況が続いており、昨年度回復傾向にあったオホーツクや日本海なども含め全道的な不漁に転じております。

サケ定置網漁業の記録的な不漁は、本町経済への影響も大きいことから、関係機関による原因究明、資源回復への取組が喫緊の課題であると認識しており、解決策に大きな期待を寄せるとともに、大津漁業協同組合と連携し、関係事業、漁業者支援を引

き続き検討してまいります。

次いで操業のあったシシヤモ漁においては、数量が前年比71%、直近10年平均比33%と、記録的不漁となった令和3年と同様の漁獲状況であり、極端な不漁が続いております。

本町の水産業を支えてきた漁業がことごとく不漁に見舞われており、先行きが不透明であることから、本町における基幹産業として生産を持続・回復できるよう引き続き支援が必要と考えております。

また、十勝川から流出する流木については、本年度も漁期中の降雨による流出や海岸への漂着が見られ、サケ定置網漁業やシシヤモ漁の操業に対し影響を与えております。

このため、十勝管内3漁協（大津漁協・広尾漁協・大樹漁協）と4自治体（豊頃町・浦幌町・広尾町・大樹町）により、9月21日に北海道に対し漁業被害の未然防止対応の要請書を提出しております。漁獲が低迷する中、漁業の支障となることのないよう、流木等の再流出防止への適切な対応を引き続き関係機関に要請してまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番坂口尚示議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間に決定しました。

◎ 委員会報告第7号

●中村議長 日程第3 委員会報告第7号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第7号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和5年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

2、調査期日。

令和5年12月4日。

3、調査の経過。

(1)令和5年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和5年11月30日招集告示のあった令和5年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月4日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

「豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和5年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、令和5年第3回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

ウ、選挙第5号（豊頃町選挙管理委員の選挙）及び選挙第6号（豊頃町選挙管理委員補充員の選挙）については、議会運営基準に基づき、指名推選により行うこととした。

エ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月7日に開催するよう日程を調整した。

(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、豊頃町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、議会運営

委員会が全国町村議会議長会から示された条例（例）に則り条例（案）を検討し、委員長が条例制定の提出者となり 3 月定例会に議員発議により提出するよう調整した。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第 7 号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第 8 号

●中村議長 日程第 4 委員会報告第 8 号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第 8 号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)旧グループホームの利活用について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和 5 年 1 0 月 1 8 日。

4、調査の経過と結果。

令和 3 年 1 2 月 1 5 日に町が丸信産業株式会社から寄附等を受けた旧グループホームの利活用の状況等について調査を実施した。

(1)施設の概要について。

当該施設は平成 2 1 年 2 月に地域密着型の認知症グループホームとしてオープンし、本町の介護福祉施設の向上に尽力されていたが、諸般の事情により令和元年度をもって事業が廃止され、その後、令和 3 年 1 2 月に寄附等により施設が町に引き継がれている。

施設の延べ面積は 3 6 1 . 2 6 平方メートルで個室が 9 部屋、その他に厨房、食堂、浴室、洗濯室及びトイレなどがあり多目的に使用できる施設となっている。

(2)施設整備について。

8月1日から施設を「多目的施設」として利活用の検証を実施するに当たり施設整備費として216万7,475円を支出して施設南側外構修繕、施設内個室カーペット張り修繕、施設内清掃及び冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、掃除機、テレビ、食器棚、テーブルなどの備品購入等を実施している。

(3)施設利用の周知について。

町のホームページ、広報及びLINEを利用し施設のプレオープンを周知し利用者を募っており9団体延べ124人が54日間施設を利用する応募があった。

(4)施設の利用状況について。

調査時点までの利用状況は、7団体延べ109人が43日間施設を利用しており、道内外からの高校生による運動部の遠征合宿、自衛隊の中隊錬成訓練、農作業参加者及び町内イベント参加者の宿泊などに利用されていた。

また、今後の予定としては、本州からの視察団の受入や画家の展示会など2団体延べ15人が11日間の利用を予定しており、来年の3月末まで随時利用の受付を実施している。

(5)施設の利活用の検証について。

利活用の実証期間の施設利用については無料としていることから、利用者から施設の充実に役立てるためのアンケート調査を実施している。

調査時点でのアンケートの集計結果については、次のとおりとなっている。

① 合宿・研修先等を選ぶポイントについての問いに対しては、「施設の利便性や快適性」と回答された方が最も多く、次いで「施設の利用料金」「地域の受入体制」と回答している方が多かった。

② 施設の満足度については、「大変満足」「満足」と答えた方が約9割で残りの約1割は「普通」と答えており、「不満」「大変不満」と答えた方は無かった。

また、満足と答えた方の理由では「施設がきれい」「スタッフが丁寧に説明してくれた」などの意見があった。

③ 施設をまた利用したいかとの問いに対しては、回答者全員がまた利用したいと回答されているが、中には「使用料金しだい」と答えている方もいる。

④ 施設を利用する場合の妥当な利用料の問いに対しては、1人1泊2,000円又は3,000円と答えた方がそれぞれ4割ずつあり、その他として貸し切りによる団体料金の設定があると良いとの意見もあった。

⑤ 施設の利用について、合宿以外での利用で考えられることはあるかとの問いに対しては、「サイクリングツアーやツーリングでの利用」「研修施設」及び「地域との交流施設」などの意見が出されていた。

⑥ その他、施設に対する意見として、「利用人数が多いときにシャワーが足りない」「合宿利用ではテーブル、椅子が少ない」「リビングが暗い」「駐車場が暗すぎて危ない」「エアコン、ごみ箱、時計が各部屋にあると良い」など参考となる意見が多数出されていた。

以上のアンケート結果などによる検証により、今後の施設の方向性としては、行政財産として目的及び使用料を設定した「(仮称)豊頃町多目的施設設置条例」を制定し、「団体宿泊の受入」「展示会、教室の開催」「姉妹都市親善使節団の受入」「小学生の通学合宿の実施」又は「教育連携大学の拠点」などに利用し、施設の管理を有限会社十勝ロイヤルホテルや一般社団法人ココロコなど町内の宿泊施設を営む事業者へ委託することも検討している。また、地域おこし協力隊を様々な業種で増加させ、将来的に町内での起業を目指す拠点施設とする案も検討されている。

その他として、施設を行政財産としないで普通財産としておき、有限会社十勝ロイヤルホテルや一般社団法人ココロコなど施設の利活用を希望する方に貸し付けるなどの検討も行っている。

(6)施設の供用開始について。

施設の供用開始時期については、令和6年4月1日を予定しているが、施設の管理方法、使用料の料金設定及び施設整備については、現在においてはまだ検討中であった。

5、まとめ。

本調査では、令和5年度に実施している旧グループホームの利活用についての実証事業の進捗状況及びその結果について現地視察を含め調査を実施した。

実証事業においては、無償貸付での利用であったため、ある程度の利用が見込めたところであるが、本格的な利用に向けては更に検討が必要であることが確認できた。また、本町においては宿泊を伴う施設が「ココロコテラス」「農業農村サポート研修施設」の他に「十勝ロイヤルホテル」「エレゾエスプリ」及び「チョップスティックフライデイズ」があるが、それらとの連携についての検証もさせていない状況であった。

今後においては、施設を多目的に利用するのか、それとも施設利用の目的を絞って利用するのかを早急に決め、必要であれば目的に合った施設の整備を実施し、より効果的な施設利用を目指すことが必要ではないかとの意見や、実証事業の結果、施設の将来的な利用目的が定まらないのであれば、施設を解体し町全体の施設整備計画の中で敷地の利用を検討してもよいのではないかとの意見も出された。なお、施設の利用方法によっては、現在町内にある他の宿泊施設との競合も懸念されることから、そうならないような対策も検討することが必要との意見が出された。

また、旧グループホームの利活用に当たっては、その殆どを町外からの利用者を見込んだものとなっていることから、施設の利用についての情報を地域住民に周知し理解を得ることが最も必要であり、地域に根差した施設としてその役割を十分に発揮することで地域の活性化が図られるのではないかとの意見も出された。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第8号は報告済みとします。

◎ 議案第48号

●中村議長 日程第5 議案第48号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第48号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,536万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,574万7,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

16ページをお開き願います。

なお、職員の人件費の補正につきましては、令和5年度人事院勧告等に伴う増額補正であります。

1款議会費、1項議会費に職員人件費等48万6,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、18ページ、3目財産管理費に産業振興基金積立金4,000万円、7目企画費に十勝ロイヤルホテルダムウェーター改修事業補助金264万円を追加するなど、20ページ、計377万9,000円を追加。

2項徴税费から個人住民税特徴通知電子化対応業務委託料152万5,000円を減額するなど、計150万8,000円を減額。

3項戸籍住民基本台帳費に（繰越明許費）戸籍・住民基本台帳システム等改修業務委託料1,085万円を追加。

4項選挙費において、3目町議会議員選挙費から、22ページ、選挙運動公費負担金896万4,000円を減額するなど、計1,219万1,000円を減額。

5項統計調査費に9万3,000円を追加。

24ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金3,150万円、26ページ、3目老人福祉費にはるにれT o y o k o r o施設改修事業補助金2,000万円を追加するなど、計4,148万1,000円を追加。

2項児童福祉費に、30ページ、職員人件費等388万2,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費に、32ページ、職員人件費等475万円を追加。

2項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金249万8,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費から、34ページ、職員人件費等404万6,000円を減額。

2項畜産業費に町有牧野管理運営委託料1,314万8,000円を追加。

4項水産業費に秋サケ資源増大緊急支援事業補助金1,380万6,000円を追加。

36ページ、6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に商工会運営費補助金55万7,000円を追加するなど、計126万円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に職員人件費651万7,000円を追加。

38ページ、2項道路橋梁費において、3目道路新設改良費に幌岡第3幹線改良舗装工事1,792万2,000円を追加するなど、40ページ、298万円を追加。

3項住宅費に町営住宅修繕料250万円を追加するなど、計305万3,000円を追加。

4項河川費から11万8,000円を減額。

42ページ、5項施設費から93万1,000円を減額。

6項公共下水道費から公共下水道特別会計繰出金254万3,000円を減額。

8款消防費、1項消防費から消防庁舎耐震診断業務委託料14万5,000円を減額。

2項災害対策費に職員人件費8万3,000円を追加。

44ページ、9款教育費、1項教育総務費から職員人件費等508万4,000円を減額。

46ページ、2項小学校費に大津小学校エアコン設置工事160万円を追加するなど、計585万円を追加。

3項中学校費に消耗品費30万円を追加。

4項社会教育費において、4目える夢館費に修繕料110万円を追加するなど、計

5 1 万 5, 0 0 0 万円を追加。

5 項保健体育費に、全道全国大会参加派遣補助金 1 6 0 万円を追加。

次に、歳入につきましては、1 0 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 2, 1 9 1 万 2, 0 0 0 円を追加。

2 項固定資産税に 1 5 9 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 1, 0 0 0 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 2 款分担金及び負担金、2 項負担金から認可保育所保育料 4 6 万円を減額。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料に町営住宅使用料 2 5 0 万円を追加するなど、1 2 ページ、計 3 4 7 万円を追加。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3, 2 3 0 万円、(繰越明許費) 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 1, 0 8 4 万 9, 0 0 0 円を追加するなど、計 4, 5 0 6 万 7, 0 0 0 円を追加。

1 5 款道支出金、1 項道負担金に後期高齢者医療基盤安定負担金 6 万円を追加。

3 項委託金に統計調査費委託金 9 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 7 款寄附金、1 項寄附金にふるさと振興寄附金 5 9 万 4, 0 0 0 円を追加するなど、計 6 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 0 款諸収入、5 項雑入に介護保険特別会計繰出金精算返還金 2 3 5 万 7, 0 0 0 円を追加するなど、1 4 ページ、計 2 2 5 万円を追加。

2 1 款町債、1 項町債に社会資本整備総合交付金事業(道路) 7 0 万円を追加。

次に、第 2 条、繰越明許費につきましては、4 ページ、第 2 表、繰越明許費を御覧ください。

2 款総務費の戸籍・住民基本台帳システム等改修事業 1, 0 8 5 万円を翌年度に繰り越し執行するものであります。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては、5 ページ、第 3 表、地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業債の限度額を 1 0 億 6, 2 2 0 万円に改め、地方債限度額の総額を 1 1 億 7, 7 9 8 万 1, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 0 ページをお開きください。

1 款町税。

(質 疑 な し)

- 中村議長 10 款地方交付税。
(質 疑 な し)
- 中村議長 12 款分担金及び負担金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 13 款使用料及び手数料。
(質 疑 な し)
- 中村議長 14 款国庫支出金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 15 款道支出金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 17 款寄附金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 20 款諸収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 21 款町債。
(質 疑 な し)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。
16 ページをお開きください。
1 款議会費、1 項議会費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款総務費、1 項総務管理費。
1 番小笠原議員。
- 1 番小笠原議員 総務管理費の共済費について伺います。
先ほど熊谷課長から今回の人事院の給与改正のところでの補正が組まれているという説明がありましたけれども、こちらの退職手当の組合の負担金が2,140万6,000円減額というマイナス補正という形になっておりますけれども、こちらも給与改正による影響なのか、それともほかの要因があるのか、御説明お願いいたします。
- 中村議長 熊谷総務課長。
- 熊谷総務課長 先ほど説明のときに人事院勧告等ということで御説明いたしました。その「等」の部分には入るのですけれども、退職手当組合負担金につきましては、定年延長により今後10年間、2年に一度しか退職者が出ないものですから、今

年の初め頃ですか、急遽退職手当組合負担金の率を2分の1にするという通知が来ておりましたので、今回減額いたしました。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。
2項徴税費。
(質 疑 な し)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費。
(質 疑 な し)

●中村議長 4項選挙費。
(質 疑 な し)

●中村議長 5項統計調査費。
(質 疑 な し)

●中村議長 3款民生費、1項社会福祉費。
(質 疑 な し)

●中村議長 2項児童福祉費。
(質 疑 な し)

●中村議長 4款衛生費、1項保健衛生費。
(質 疑 な し)

●中村議長 2項簡易水道費。
(質 疑 な し)

●中村議長 5款農林水産業費、1項農業費。
(質 疑 な し)

●中村議長 2項畜産業費。
5番藤田議員。

●5番藤田議員 町有牧野管理運営費の委託料のことについてお伺いします。
この支出についての詳細を改めてお聞きしたいと思います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁申し上げます。

今回の補正についてですけれども、町内で法定伝染病ヨーネ病が町内酪農家で発生したことから、町営牧場に入牧する入牧頭数が減少したことと、あとロシアのウクライナ侵攻によりまして世界情勢が激変し、資材、飼料等の高騰がありまして支出経費が増加したことに伴いまして、不足額を補正するものでございます。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 最終的には、町営ですから、収入と支出の差が結果的には赤字になったから町で補填するというような捉え方かなと思うのですけれども、今までの状況の中でこのような状況に至った経過はあるのでしょうか。また、最終的には収入、支出の差によって、プラスになったときもあるのかなというふうにも思うのですけれども、その辺の状況はどうだったのでしょうか。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁申し上げます。

基本的に町営牧場は利益を得るものではなくて、指定管理者の豊頃町農業協同組合のほうで運営されているのですけれども、うちのほうで今現在把握しているものとして、令和3年度から今の5期目の指定管理をさせていただいているのですけれども、3年度につきましては51万1,000円、令和4年度、昨年度につきましては1,329万1,000円、今年度につきましても、今回の補正が御承認いただければの話なのですけれども、363万7,000円が農協のほうで負担するような形になっています。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 プラスの時期もあったというふうには聞こえたわけですが、今後の問題として、頭数的にはどんなような推移を見込んでいるのか。また、このようなことになった原因が最終的には何が本当の原因なのか。また、改善される部分があるのではないかなと思います。またそして、町営の3牧場があるようにも見受けられるのですけれども、今後その辺の牧場の運営等については、今後どのような改善策を考えているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 答弁申し上げます。

今回の農協への負担、指定管理の委託料の補正についてですけれども、もともと予想されていなかった状況が起きたということで考えています。来年度以降、後ほど指定管理の関係も出てきますけれども、農協とお話しして、いろいろな削減策を取って対応していこうなっています。

また、3牧場の経営についてですけれども、今の状況は3牧場全ては今後も運営していく考えでおりますけれども、状況に応じては閉鎖することも考えて検討していかなければならないかなと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項道路橋梁費。

説明第 1 号。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書 1 ページをお開き願います。

説明第 1 号町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、国からの交付金、社会資本整備総合交付金事業により実施するものであり、町道の改築促進のため、委託料及び工事請負費の残額を幌岡第 3 幹線改良舗装工事に増額するため、令和 5 年度において、次のとおり町道整備工事を施工することとし、第 7 款土木費に計上したものであります。

工事位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので、御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号、1 ページ。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、幌岡第 3 幹線改良舗装工事。

工事予算額、1,792 万 2,000 円。

工事内容、舗装延長 400 メートル、幅員 5.5 メートル。

継続事業であります。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

40 ページ、3 項住宅費。

1 番小笠原議員。

- 1 番小笠原議員 町営住宅整備費の需用費の修繕料について伺います。

こちらの修繕料はどの地域の町営住宅に充てるものか、御説明お願いいたします。

- 中村議長 越谷施設課長。

● 越谷施設課長 修繕料は、人の出入りによりまして、その出た後の修繕という形になりますので、どの部分ということでは限ってないのですけれども、今後の必要分として、まず年度末、結構出入りがございますので、その分として計上しております。

以上です。

- 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次に進みます。

4 項河川費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 2 項小学校費。

1 番小笠原議員。

- 1 番小笠原議員 工事請負費の大津小学校エアコン設置工事について伺います。

こちらの予算計上することで、町内の小中学校には全てエアコンがつくというような考えでよろしいのでしょうか。お考えを伺います。

- 中村議長 森教育課長。

- 森教育課長 御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、町内の小学校 2 校、中学校 1 校、来年度の夏につきましてはエアコンが設置される予定となっております。

- 中村議長 小笠原議員。

- 1 番小笠原議員 今年の夏は酷暑だったということで、どの自治体でもエアコンの

早期設置というのはかなりいろいろなところで叫ばれている状況であります。来年の夏も恐らく、分からないですけれども、暑い場合の対策というのは確実に必要になってくると思いますので、夏までに確実な設置をお願いしたいところであります。

以上です。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 今議員おっしゃるとおり、来年度以降につきましても、猛暑が想定されております。それで、いま夏期休業期間についてもいろいろ新聞等でも報道されているとおり、その部分につきましても猛暑対策として学校とも協議進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

3項中学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

4番杉野議員。

●4番杉野議員 このたび監査委員から報告があったものを手元に頂いておりますけれども、この中で超過勤務の実態について報告がなされております。

この数年、コロナ禍の影響で超過勤務が急増したことは理解いたしますけれども、全国的に公務員の勤務実態が超勤が多くなっているという報告がなされるとともに、職員の皆さんの働き方が非常に厳しい環境にあるというふうな報告をされております。

本町では、これから超勤に対して目標を設定した中で、どのように働き方改革を進めていかれるおつもりなのか伺います。

●中村議長 菅原副町長。

●菅原副町長 お答えいたします。

歳出全般に関わるかどうか、ちょっと私も理解できないところがありますけれども、本町の職員の超過勤務時間につきましては、ここ数年増えていることは事実であります。また、私としては、各職員が無駄な仕事を、時間を過ごしているというふうには認識しておりません。必要があつて職務を果たしている。ただ、職務量が新型コ

ロナ等がありましたので、非常に増えたということであります。

今後におきましては、町長の方針でありまして、現在定時退庁日、いわゆる制度的に役場庁舎に残れない日を設けて試行しております。現在、月1回でありますけれども、例えば健康管理の問題がございますので週1回、あるいはもっと回数を増やすというようなことで、今後考えていきたい。また、適正な人事配置を行うことは我々の責任でありますので、努めてまいりたいと、このように考えております。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、4ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

●中村議長 日程第6 議案第49号令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

● 楠木福祉課長 議案第49号令和5年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書49ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,346万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

58ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費にシステム改修費など59万5,000円を追加。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に保険給付費等交付金償還金1万円を追加します。

次に、歳入につきまして、56ページを御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費等補助金17万9,000円を追加。

3款道支出金、1項道補助金に特別交付金41万6,000円を追加。

6款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金1万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

● 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

2款国庫支出金。

（質疑なし）

● 中村議長 3款道支出金。

（質疑なし）

● 中村議長 6款繰越金。

（質疑なし）

● 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

● 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

58ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 7款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第50号

- 中村議長 日程第7 議案第50号令和5年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

- 鏑木福祉課長 議案第50号令和5年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書61ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,772万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

70ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費に介護予防住宅改修費30万円を追加。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に介護予防・生活支援サービス事業負担金89万円を追加。

3項包括的支援事業・任意事業費に職員人件費31万1,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に国庫支出金等精算返還金1,449万3,000円を追加。

72ページ、2項繰出金に一般会計繰入金精算返還金235万7,000円を追加するものであります。

次に歳入につきましては、68ページを御覧ください。

8款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金1,835万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

68ページをお開きください。

8款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

70ページをお開きください。

2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

- 中村議長 日程第8 議案第51号令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

- 鏑木福祉課長 議案第51号令和5年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書75ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,976万9,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

84ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金36万8,000円を追加。

3款諸支出金、2項繰入金に一般会計繰入金精算返還金15万1,000円を追加するものであります。

次に歳入につきましては、82ページを御覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金に保険基盤安定繰入金7万9,000円を追加。

3款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金44万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

82ページをお開きください。

2款繰入金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

84ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 2 号

- 中村議長 日程第 9 議案第 5 2 号令和 5 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

- 越谷施設課長 補正予算書 8 7 ページをお開き願います。

議案第 5 2 号令和 5 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 6 8 0 万 9, 0 0 0 円と定めるものであります。

本補正予算は、長節・二宮浄水場の修繕で、水源池の土砂除去やろ過池清掃等によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

9 6 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費に、簡易水道施設維持補修費として修繕料 3 0 0 万円を追加するなど、合計 2 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、9 4 ページ、歳入について御説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金から、一般会計繰入金 2 4 9 万 8, 0 0 0 円を減額。

4 款繰越金、1 項繰越金に、前年度繰越金 9 8 万 9, 0 0 0 円を追加。

6 款諸収入、1 項雑入に、国税還付金 4 3 1 万 1, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

9 4 ページをお開きください。

3 款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

- 中村議長 4 款繰越金。

（ 質 疑 な し ）

- 中村議長 6 款諸収入。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

96ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●中村議長 日程第10 議案第53号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書99ページをお開き願います。

議案第53号令和5年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,648万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,034万4,000円と定めるものであります。

本補正予算は、下水道施設改築更新工事の社会資本整備総合交付金事業の減額に伴う工事請負費の減額によるものであります。

主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

108ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に職員人件費41万9,000円を追加。

2項施設管理費から下水道施設改築更新工事3,490万円を減額するなど、合計3,690万円を減額するものであります。

次に、106ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業2,019万5,000円を減額。

4款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金254万3,000円を減額。

5款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金205万7,000円を追加。

7款町債、1項町債から下水道事業債1,580万円を減額するものであります。

次に、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正により御説明いたします。

補正予算書102ページをお開き願います。

第2表、地方債補正は、下水道事業の限度額を560万円に、過疎対策事業の限度額を560万円にそれぞれ改め、補正後の限度額合計を1,620万円とし定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

106ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

108ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に102ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

●中村議長 日程第11 議案第54号豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第54号豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本年6月から整備を進めてまいりましたマイナンバーカードを利用した住民票等コンビニ交付サービスが、令和6年1月10日に稼働できる見通しとなり、交付対象の一つであります印鑑登録証明書を、コンビニエンスストア等に設置されています多機能端末機から交付できることとするため、本条例の改正を行うものであります。

改正の内容であります。既に印鑑登録をしている住民がマイナンバーカードに登録された利用者証明用電子証明書を利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機

に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、電気通信回線を通じて印鑑証明書の申請、交付を可能とする改正内容です。

施行年月日は、令和6年1月10日であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第60号

●中村議長 日程第12 議案第60号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第60号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本件につきましては、別紙議案追加説明書により御説明いたします。

議案追加説明書1ページ、説明第7号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、令和5年7月20日に公布されたことに伴い、子育て世帯の負担軽減のため、国民健康保険税のうち、出産する被保険者の産前産後相当期間、単胎妊娠で4か月、多胎妊娠で6か月分の所得割額及び均等割額を減額するものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

第23条に1項を加え、第23条第3項として、出産被保険者に係る所得割及び均等割の減ずる額を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれに規定しております。

2ページ、第24条の2の次に1条を加え、第24条の3として、出産被保険者に係る届出について新たに規定しています。

なお、附則として、第1項には施行期日を、第2項には適用区分を規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第55号

●中村議長 日程第13 議案第55号豊頃町有牧野管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 議案書3ページを御覧ください。

議案第55号豊頃町有牧野管理条例の一部改正について御説明いたします。

本件につきましては、道道等の改良工事に伴い町有地の売払いがあったことにより、牧場の位置に変更が生じたため位置を改めることと、牧場管理に係る肥料等の経費が高値で推移していることから預託使用料の変更をするため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、別紙議案説明書、説明第2号により御説明いたします。

3ページをお開きください。

第2条、湧洞牧場の位置を「湧洞1348番地」から「湧洞1348番地1」に改めることとし、二宮牧場の位置9筆もそれぞれ改めます。

次に、預託使用料の変更につきましては、4ページを御覧ください。

別表第2、預託使用料、1頭1日の料金「250円」を「300円」に改めるものです。

附則として、この条例の施行期日を令和6年4月1日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●中村議長 日程第14 議案第56号豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案第56号豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案説明書5ページをお開き願います。

説明第3号豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

本条例の制定の趣旨は、豊頃町公共下水道事業に地方公営企業法を令和6年4月1日より適用するため、「豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例」を新たに制定するものであります。

主な制定内容ですが、条文に沿って御説明いたします。

第1条は、豊頃町公共下水道事業の設置を定めております。

第2条は、法の財務規定等の適用を定めており、地方公営企業法の適用範囲について、全部適用するか一部適用するかを規定するものであり、本町では財務規定のみの一部適用としております。

第3条は、公共下水道事業の経営の基本方針等を規定しております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、重要な資産の基準については、地方公営企業法施行令第26条の3により、土地につき市町村にあっては1件5,000平方メートル以上、不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡の予定価格は町村700万円以上とされております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めており、地方公営企業法第34条の規定により、賠償責任の免除を規定するものであります。賠償額は町長の専決事項の和解並びに損害賠償額を参考としております。

第6条は、会計事務の処理について、会計管理者が行う会計事務について規定しております。

第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領について定めており、町長の専決事項の和解並びに損害賠償額を参考としております。

第8条は、業務状況説明書類の作成について定めており、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回以上の業務状況の公表のための書類作成事項を規定しております。

附則として、本条例の施行日を令和6年4月1日からとしております。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●中村議長 日程第15 議案第57号豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案第57号豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案説明書7ページをお開き願います。

説明第4号豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

本条例の制定の趣旨は、豊頃町簡易水道事業に地方公営企業法を令和6年4月1日より適用するため、「豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例」を新たに制定するものであります。

主な制定内容ですが、条文に沿って御説明いたします。

第1条は、豊頃町簡易水道事業の設置を定めております。

第2条は、法の財務規定等の適用を定めており、豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例と同様に、本町では財務規定のみの一部適用としております。

第3条は、簡易水道事業の経営の基本方針等を規定してしております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例と同様に、土地につき市町村にあっては1件5,000平方メートル以上、不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡の予定価格は町村700万円としております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めており、地方公営企業法第34条の規定により、賠償責任の免除を規定するものであります。賠償額は町長の専決事項の和解並びに損害賠償額を参考にしております。

第6条は、会計事務の処理について、会計管理者が行う会計事務について規定してあります。

第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定めており、町長の専決事項の和解並びに損害賠償額を参考としております。

第8条は、業務状況説明書の作成について定めており、年に2回以上の業務状況の公表のための書類作成事項を規定してあります。

附則として、本条例の施行日を令和6年4月1日からとしております。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第57号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

- 中村議長 日程第16 議案第58号豊頃町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
越谷施設課長。
- 越谷施設課長 議案第58号豊頃町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。
議案説明書9ページをお開き願います。
説明第5号豊頃町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。
第1条関係は、豊頃町監査委員条例の一部改正であります。
豊頃町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、地方公営企業法に基づく監査について規定する必要があるため、根拠となる条文を第2条及び第6条に規定するものであります。
第2条関係は、豊頃町簡易水道・下水道運営委員会条例の一部改正であります。
豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例及び豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定により、豊頃町簡易水道・下水道運営委員会の名称を、豊頃町簡易水道事業・公共下水道事業運営委員会に名称を変更するものであります。

第3条関係は、豊頃町簡易水道事業の設置等に関する条例及び豊頃町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定により、豊頃町簡易水道特別会計条例、豊頃町簡易水道設置条例、豊頃町公共下水道特別会計条例、豊頃町公共下水道設置条例を廃止するものであります。

附則として、本条例の施行日を令和6年4月1日からとしております。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

●中村議長 日程第17 議案第59号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 議案書15ページを御覧ください。

議案第59号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本町の町有牧野に関しましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在6期18年間指定管理者による運営を行っているところであります。現在の指定管理者は、豊頃町農業協同組合であります。指定の期間が来たる令和6年3月31日をもって終了することから、11月13日付で豊頃町農業協同組合から新年度以降の指定管理者の応募申請を受け、指定管理者として引き続き町有牧野の管理を豊頃町農業協同組合に行わせることについて、同月15日に副町長を委員長とする6名で構成する豊頃町有牧野指定管理者候補選考会を開催し、審査の結果、同農業協同組合が指定

管理者として適格と認められたことから、豊頃町有牧野管理条例第11条の定めにより、次のように公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理に関する説明をいたします。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称は豊頃町有牧野で、所在地は豊頃町有牧野管理条例第2条に規定する所在地であります。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所。

名称は豊頃町農業協同組合、代表理事組合長 山口良一氏で、住所は中川郡豊頃町中央若葉町12番地であります。

3、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年であります。

なお、町有牧野の位置等につきましては、議案説明書11ページ、説明第6号のとおりで、湧洞牧場が308ヘクタール、トイトッキ牧場が77ヘクタール、二宮牧場が539ヘクタールの3牧場、合計924ヘクタールとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

●中村議長 日程第18 議案第61号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 追加議案書5ページを御覧ください。

議案第61号物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量。豊頃小学校改修備品1式。

2、取得の目的。小学校改修に伴う備品の更新。

3、契約の金額。2,508万円、うち消費税等相当額228万円。

4、契約の方法。指名競争入札であり、12月5日に執行しています。

5、契約の相手方。中川郡豊頃町茂岩本町48番地、株式会社杉村商店、代表取締役 長谷部浩。

6、納入期限。令和6年3月25日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第62号

●中村議長 日程第19 議案第62号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 追加議案書7ページを御覧ください。

議案第62号物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

- 1、取得する物品名及び数量。豊頃中学校改築備品1式。
- 2、取得の目的。中学校改築に伴う備品の更新。
- 3、契約の金額。2,937万円、うち消費税等相当額267万円。
- 4、契約の方法。指名競争入札であり、12月5日に執行しています。
- 5、契約の相手方。中川郡豊頃町茂岩本町124番地、有限会社坂口金物店、代表取締役 坂口功成。
- 6、納入期限。令和6年3月25日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第20 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、12月8日から同月11日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、12月8日から同月11日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午前11時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員